

平成30年度第4回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年7月18日（水）午後2時開会
場 所：北海道第二水産ビル3階3S会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第4回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、山下委員がおくれておりますが、委員総数15名中12名です。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤です。

平成30年度第4回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回の審議会におきまして、寿都町風力発電事業の配慮書について、答申案のご審議をいただきましたが、審議会の後、一部文言の調整等を行った上で6月22日付で答申をいただき、答申の内容に沿いまして、同日付で事業者の寿都町に対して知事意見を述べました。委員の皆様には、これまで大変熱心にご審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の議題についてですが、前回、事業概要をご説明いたしました準備書案件2件を予定しております。このうち、既設の風力発電所の更新事業である新苫前ウィンビラ発電所については、風力発電所がアセス法の対象事業となった際の経過措置により、国の要綱で行われた方法書手続の途中から法の手続に移行した案件であり、本審議会では準備書の段階からとなります。

本日は、2分冊の準備書案件が2件ということで、大変ボリュームがあって、委員の皆様には大変ご負担をおかけして恐縮ですが、引き続き慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1と資料2-2です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、2件です。

議事（1）は、2回目の審議となる（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

議事（2）は、2回目の審議となる新苫前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書についてです。事務局からの1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 本日もよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、露崎委員と中津川委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事（1）は、本日2回目の審議となります（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から、1次質問とその事業者回答の説明をお願いいたします。

○事務局（小峰主査） まず、本事業に係る手続の経過についてです。

前回、6月15日の審議会で説明させていただきましたが、その後、6月28日に誤記等を修正した修正版の図書の送付が事業者からあり、同日付で修正版図書の縦覧が開始されました。これにより、そこからさらに1カ月間期間を延長して図書の縦覧が行われることになりましたので、お知らせいたします。

過日、皆様にも図書を送付させていただきましたが、本日、お手元にあります資料につきましても修正版の図書に差しかえております。

また、同じ事業者により並行して手続が行われております新苫前ウィンビラ発電所の準備書につきましても同様に修正版の図書が送付され、縦覧期間が延長となっておりますので、あわせてお知らせいたします。

それでは、上ノ国第二風力発電事業に関する1次質問とその事業者回答について、主なものを抜粋して説明させていただきます。

資料1-1をごらんください。

まず、第2章の事業の目的及び内容に関する質問です。

1ページをごらんください。

質問番号2-1です。

区域の絞り込みや設置可能な基数の検討について記載がある一方、区域の一部が方法書

段階より拡張されて風車が設置されることとなっていることについて、区域の追加が方法書手続の再実施が必要となる要件に該当しないことや変更経緯の説明を求めました。これに対して、追加した箇所は方法書の区域から300メートルの範囲におさまっている、20号機については、風況及び地形等の観点から、設置位置が方法書時点の区域からわずかに外側になったため、当該箇所及びその周囲の一連の区域を方法書から追加したとのことです。

なお、区分欄のところで1次と書いてある下が「なし」となっておりますのは、2次質問以降の使用欄の表示が残ってしまったもので、特に意味はございません。資料が見つらなくなってしまって、まことに申しわけありません。

続きまして、3ページをごらんください。

質問番号2-21です。

アクセスルートの林道について、これまで積雪期の除雪が行われていたか、これまで行われていなかった場合、通行がなかった冬期に車両が通行するようになり、冬期も活動する哺乳類や鳥類への新たな影響が懸念されることから、積雪期におけるアクセスルートの現状と運用開始後の状況の変化に伴う環境への影響について説明を求めました。これに対して、対象事業実施区域内の林道は冬期は除雪されていない、供用後の冬期の除雪実施の可否については未定で、除雪を実施しない場合は雪上車にて風車へアクセスする、除雪を実施する場合でも基本的に一般の立ち入りは禁じられていることから、車両の運行に伴う動物への影響はわずかであるとのことです。

次に、質問番号2-23です。

工事中、簡易水道の集水域への濁水の一部流入が考えられることについて、具体的にどのようなケースが考えられ、環境保全措置としてどのような措置が考えられるのかの説明を求めました。これに対して、改変区域から生じた濁水は、側溝等により沈砂池に集められ、簡易水道の集水域外に排出される計画だが、輸送路の盛土ののり尻で発生する濁水については沈砂池に集積されずに集水域内に流入する可能性があるため、種子吹きつけの速やかな実施などにより流出を低減するとのことです。

次に、第3章の区域及びその周囲の概況に関する質問です。

4ページをごらんください。

質問番号3-8です。

対象事業実施区域が鳥獣保護区の一部にかかっているが、改変区域がかかっているかは不明なため、説明を求めました。これに対して、鳥獣保護区に改変区域は重ならないとのことです。

次に、第6章方法書の意見と事業者見解に関する質問です。

6ページをごらんください。

質問番号6-1です。

環境影響評価図書の公開について、多くの場合、縦覧・公表期間を超えるとアセス図書

の閲覧ができなくなっていることから、環境省では、縦覧・公表期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境省ウェブサイトや国立国会図書館の利用によるアセス図書公開を行う取り扱いを定めましたが、この環境省の取り組みに協力しないのかを尋ねました。これに対して、住民の意見募集及び事業者見解の取りまとめが困難であること、事業計画について軽微な変更を行う可能性がある中で長期間公開するべきではないことから、縦覧期間後の縦覧継続については実施しないとのことでした。

次に、質問番号6-2です。

コウモリ類のブレード回転域での調査を求めた知事意見に対する専門家の助言のもと、地上からのバットディテクター調査により飛翔状況の確認をしたとの事業者見解について、地上からの調査でブレード回転域の飛翔状況の把握が可能かを尋ねました。これに対して、ヤマコウモリやヒナコウモリなど、周波数が比較的低い種では、100メートルから200メートル程度離れていてもヘテロダイン式バットディテクターで音声を確認できることが経験的に知られているといった回答がありました。

次に、第8章の調査、予測、評価の手法に関する質問です。

8ページをごらんください。

質問番号8-8です。

ここで、資料の記載の訂正をさせていただきます。

事業者回答欄に別紙12と記載がありますが、別紙11の誤りですので、訂正をお願いいたします。

また、一つ飛んで、質問番号8-10の事業者回答欄の記載についても別紙13は別紙12の誤りですので、訂正をお願いいたします。

お手数をおかけしまして、まことに申し上げます。

続きまして、第10章の評価結果のうち、大気環境に関する質問です。

10ページをごらんください。

質問番号9-21です。

低周波音の影響に係る予測、評価に当たり、他事業では、一般的に、建具のがたつきが始まるレベルや圧迫感、振動感を感じる音圧レベルとの比較が行われているところ、本準備書では、それらとの比較による予測、評価を行っていないことから、その理由を尋ねました。これに対して、超低周波音については、国や地方公共団体等の基準がなく、発電所に係る環境影響評価の手引においても整合を図るべき基準の記載がない、ただし、他事業においても評価を行っていることから、環境影響の回避、低減に係る評価の指標として扱うとのことでした。

なお、建具のがたつきが始まるレベルや、圧迫感、振動感を感じる音圧レベルとの比較結果は、資料1-2の38ページ以降に別紙13として記載されておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、評価結果のうち、水環境に関する質問です。

11ページをごらんください。

質問番号10-7です。

沈砂池容量27立方メートルの具体的な設定根拠の説明を求めたところ、北海道林地開発許可審査基準に基づき、沈砂池ごとの土砂流出量を施工中及び終了後のそれぞれで算出し、貯砂量が各沈砂池で27立方メートル以下となっていることから、沈砂池容量を全て27立方メートルとすることで審査基準を満たすことができるということです。

次に、評価結果のうち、動物に関する質問です。

13ページをごらんください。

質問番号12-6です。

方法書では、営巣期間である2月から8月は2営巣期調査を実施することとしていたにもかかわらず、1営巣期しか調査をしていないことから、2営巣期の調査を実施しなかった理由について尋ねました。これに対して、昨今の環境アセスメント迅速化の流れに鑑み、準備書段階では1営巣期、非営巣期のみの記載だが、専門家へのヒアリングを実施の上、周辺に生息するクマタカ、オオタカ、ハチクマ、ハイタカの本巣や営巣木を確認し、年間衝突個体数を推定するのに十分な飛翔も確認できたことから、予測評価は可能と考えたということです。

15ページをごらんください。

質問番号12-28です。

限られた調査機会にもかかわらずコウモリ類の死骸が多く確認され、隣接地での結果であり、今回事業地でも同様の事態が懸念されることから、コウモリ類の衝突が多い要因、ブレード回転域での調査の必要性などについて尋ねました。これに対して、衝突の要因については、現在、専門家とともに原因究明中で、本事業における衝突のリスクについても専門家を交えて検討中、ブレード回転域での調査については、専門家からの助言により別途実施しているということです。

次に、質問番号12-32です

緑化を行い、現状の植生の早期回復に努めるとの記載に関して、土地の改変と緑化に伴う新たな外来植物の侵入のおそれに対して、どのような対策を行うのかを尋ねました。これに対して、専門家ヒアリングを踏まえ、造成により生じた裸地部の緑化基材として既存のササ類を活用する対策を検討するということです。

次に、18ページをごらんください。

質問番号12-51です。

風車を設置することとした場所にハチクマの巣が近接しており、営巣放棄や風車への接近、接触等の重大な影響が懸念されることから、準備書に記載のなかった改変による生息環境の減少・消失、施設の稼働に伴う飛翔経路の分断、ブレードタワーへの接近・接触に関する予測結果と騒音による生息環境の悪化に関する営巣地が近接する場合の工事工程の調整の内容について説明を求めました。これに対して、改変による生息環境の減少・消失、

施設の稼働に伴う飛翔経路の分断については、営巣地付近での飛翔、営巣地の位置は直接関係しないこと、ブレードタワーへの接近・接触については、施設ができたことによる回避行動に伴う衝突個体数の減少が加味されておらず、安全側の予測となっていることから、騒音による生息環境の悪化として適切な予測がされていると考える、保全措置としては、繁殖期の影響が大きい時期の直近での工事を避ける、コンディショニング等を実施し、影響を確認しながら工事を進めるなどの対応が考えられるとのことです。

次に、評価結果のうち、植物に関する質問です。

22ページをごらんください。

質問番号13-5です。

改変区域内のシラネアオイ65個体及びカタクリ約500個体が消失することについて、当該群落の生育地を改変区域から除外できない理由を尋ねました。これに対して、改変を回避するには道路のつけかえが必要となり、つけかえにより改変面積が増大することから、既存林道を活用して改変面積を少なくする計画とした、改変区域に生育する個体は造成施工により消失するが、調査範囲全体で多くの個体が確認されていることや工事関係者の立ち入りを制限することにより本種への影響は低減できるとのことです。

次に、評価結果のうち、生態系に関する質問です。

25ページをごらんください。

質問番号14-16です。

希少猛禽類の営巣地が近接する場合の繁殖時期の周辺工事の工程の調整やクマタカの営巣木周辺1キロメートルの風車設置の回避について、事業実施区域及びその周辺には複数のペアが存在するにもかかわらず営巣木の確認が1カ所であることから、未確認の巣への保全措置をどのように考えるのかを尋ねました。これに対して、保全措置の対象は、繁殖が確認されたペア及び営巣木とし、着工までに新たに繁殖が確認されたペアについては同様の扱いを基本とするとのことです。

次に、評価結果のうち、景観に関する質問です。

26ページをごらんください。

質問番号15-3です。

フォトモンタージュで将来の風車がぼやけて見えないものがあるが、これが見えやすいときの見え方なのか、あるいは、もっと見えやすいものはできないのかを尋ねました。これに対して、フォトモンタージュは、眺望点と風車の距離を考慮して大きさを設定した上で、現況撮影時の天候状況等を踏まえ、光と影のコントラスト調整、近距離の風車について輪郭線をなじませる作業を行っており、これらは他事例でも同様に行っている、そのほかに、視程状況を踏まえてぼかし処理を行うことも可能だが、今回は行っていない、図書の紙面の都合上、大きさが限定されるため、特に新設風車についてはぼやけて見えることがあるとのことです。

最後に、事後調査に関する質問です。

27ページをごらんください。

質問番号19-1です。

バードストライク等の事後調査の調査間隔を月2回以上としているが、死骸残存率調査では、家禽全種の全期の場合、残存率は10日で30%、15日では20%といった結果が得られており、月2回程度の頻度では見落としが相当高い確率で発生することが予想されることから、当該調査結果を事後調査計画にどのように反映したのかを尋ねました。これに対して、見落としの程度をもとに補正を行うことで効率的に概況を把握できると考えたとのことです。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、この後、2次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。追加の質問などがございましたら、お忙しいところ、期間が短くて恐縮ですけれども、今月末の7月31日火曜日までに事務局までお寄せいただきますよう、お願いいたします。

では、ご審議をお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○秋元委員 22ページの質問番号13-5についてです。

シラネアオイやカタクリが消失するということですが、事業者回答を見ますと、道路の付け替えを行うと、付け替えによる改変面積が増大するとあります。これは、カタクリなどをさらに破壊してしまうという意味なのか、単に面積が増えるということなのか、この意味をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

もし、カタクリやシラネアオイの個体を荒廃させることが進むのであれば、付け替えのほうはもちろんよいと私は思います。

○事務局（小峰主査） 今のご指摘の内容を2次質問として事業者には回答を求めさせていただきます。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

○隅田委員 私も今と同じところです。

シラネアオイとカタクリの個体数が出ていますけれども、これは全個体の何割ぐらいに相当するののかも質問していただきたいと思います。

○事務局（小峰主査） 今のことも含めて、2次質問とさせていただきます。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

○山下委員 今の質問ですが、準備書の1047ページ、1049ページに対象事業実施区域外では何個体というような数値が出ておりますので、質問しなくてもわかると思います。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

○玉田委員 13ページの質問番号12-6の関係と25ページの質問番号14-16の関係です。

要するに、調査を1営巣期しかやっていないけれども、計算はできた、予測結果はそれなりに出たということですが、質問番号14-16では、6ペアいて、繁殖していないものもいたということだと思います。

ハチクマはよくわかりませんが、クマタカに関していえば、繁殖が隔年で、普通1年置きに繁殖するのが一般的ですから、2年以上やらなければペアがいても繁殖しない個体が当然出てくるというのがこの結果を見ても出ると思います。要するに、6ペアいたけれども、繁殖していないものが随分いたとしても、繁殖していないものはその次の年、ないしは、2年置きぐらいに繁殖する可能性が出てきます。

そうすると、ここで予測するために計算して出ましたというのは、計算すれば出るだろうけれども、データとしては不十分なデータだということになります。

そこで、どういう質問をするかですが、2営巣期以上やるのが普通で、これでは足りないということを強く言っていただきたいと思います。これは、準備書の段階であり、審議会としてはこれ以上の結果は得られないでしょうけれども、結果としては不十分であるという意見を述べてください。

○事務局（小峰主査） 事務局としまして、1営巣期分のデータしかないことについて、データが足りないと考えておりましたが、今いただいたご指摘も踏まえ、2次質問において、今後の対応も含め、どうするのかをただしていきたいと考えております。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 23ページの質問番号13-16についてです。

改変区域に生育するササ類を利用して、剥ぎとったところを急斜面ではないところに緑化する、在来種で早期に緑化することで外来種の侵入防止を図ると書いてあります。しかし、ササ類を使うのは非常に大変で、時間も相当かかると思います。専門家に聞いてこうすると別のところにも書いてありますが、専門家がササ類を使って早期に緑化できると言った根拠をぜひ聞いていただきたいと思います。

さらに、後の話になるかもしれませんが、非常に難しいことに取り組むのであれば、しっかり事後調査をしなければ本当にできたかがわからないと思うのですが、事後調査はやらないと書いてありますので、しっかりとした根拠がないのであれば、事後調査をすべきと質問していただければと思います。

○事務局（小峰主査） 今いただきました質問は、2次質問で取り上げ、事業者の見解を求めたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 今回、西日本豪雨ですごい雨が降りました。例えば、濁水の見込みで降雨強度を過去10年のある地点の一番大きな雨という形で考えているということですが、それでいいのかです。

こういう形でアセスがルール化されているのであれば、それを変えるという話にはならないかもしれませんが、現実的には雨の降り方はかなり変わってきています。過去10年

とするのではなく、もうちょっと安全性を考えて大き目の雨を設定するなど、そういうことを考えていかなければいけないと思います。

また、これは濁水の問題だけではないと思います。例えば、法面の安定性の問題、施工の問題なども含めて、気象条件が変わっているということを考えてアセスをやっていく必要があると思いますので、その見解について答えが聞きたいと思います。

具体的には、2分冊の1の512ページから514ページあたりの降雨強度の設定です。過去の事例を見て、一番大きいものがこうだから問題ないという答えになっているのですが、本当にこれでいいのだろうかということです。

○事務局（小峰主査） 今ご指摘いただいたことですが、512ページには、過去の実績の最大雨量として、10年確率降雨強度45mm/h rを使っている記載もありますけれども、実際、アセスのルールとしてどの程度の値を使うべきなのかを確認した上で、事業者に対して見解を求めるような質問を投げかけたいと思います。

○中津川委員 ルールはルールとして当然だと思いますが、気象条件が変わってきている現実を見て、どう対処するかという考え方に踏み込んで聞いていただければと思います。

○事務局（小峰主査） 今のお話も踏まえ、2次質問につなげていきたいと思います。

○池田会長 そのほかにございませんでしょうか。

○河野委員 10ページの質問番号9-21の低周波音について、確認と質問です。

低周波音の影響に係る予測、評価について質問していますが、事業者回答は、「超低周波音については」となっています。資料を見ると「超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究報告書」となっていますが、これは超低周波音と低周波音の定義の違いからくることと考えていいのですか。

○事務局（小峰主査） 質問事項に「超」という字は入っていなかったのですが、趣旨としては、超低周波音に対する質問を投げかけていまして、それに対する回答として超低周波音に関する対応についてお答えいただいたものと考えております。

○河野委員 では、左の質問事項のところに「超」を入れておくべきなのですね。

もう一点、同じところですが。

貴庁からのQアンドAにおいて、超低周波音に関しては云々と書いていますね。しなくてもよいというように書かれていますが、この表現に関してもう少し具体的に説明していただければありがたいです。

環境影響の回避、低減に係る評価のみで評価すべきとの意見を踏まえて、対応しないと書いていまして、よく意味がわからないので、解説をお願いしたいのです。

○事務局（小峰主査） 方法書段階のQアンドAの資料が手元にはないのですが、方法書段階の指摘の中では、超低周波音に関しては基準がないということで、予測、評価の位置づけに関してQアンドAの中でやりとりをしていたはずで、結果的にこちらで質問した内容と事業者の回答にそごがあったかもしれませぬ。

○事務局（竹澤課長） 補足します。

準備書の2分冊の1の486ページに超低周波音の環境影響の回避、低減に係る評価とあります。500ページが振動の評価で、評価のところに環境影響の回避、低減に係る評価とその下に国または地方公共団体における基準または目標との整合性の検討とあります。

評価というのは、いかに回避、低減できるか、また、目標が国や地方自治体で定められていれば、それとの整合がどうなっているかの2本立てで評価するのが基本となっております。しかし、超低周波音につきましては、国や地方自治体の基準、目標がないので、それで環境影響の回避、低減に係る評価の部分で評価すべきという指摘だと思います。Qア
ンドAにおいて、対応しないという意味は確認しなければわからないのですけれども、質問の意図はそうだったのではないかと思います。

○河野委員 資料1-2の別紙13の44ページ以降のグラフが提出されたということ
で満足されていると考えていいのですか。

横軸が周波数、縦軸が音圧レベルになっていて、どこからやかましいかとか、震えるか
震えないかとかというのが出ていますよね。そして、その上のグラフにがたつきが始まる
レベルとあり、この二つのグラフで満たされていると考えていいということですか。

下のほうの圧迫感、振動感を感じる音圧レベルと書いてあるところの出展が昭和55年
度とすごく古くて気になるのです。しかも、感覚というのは音にさらされる時間に依存す
るので、こういうふうに簡単に決まるものなのかどうなのかも気になるのですが、いかが
ですか。

○事務局（車田主査） 事務局から補足させていただきます。

古い資料ではありますが、これはアセスでは一般的に使われているものです。

ここで先ほどの質問と回答の解釈に戻りますが、質問としては、ほかの事業ではこうい
うやり方でやっていることが多いのですが、本事業でやらない理由を確認したものです。
それに対する事業者回答にある、過去の道庁との方法書に係る質疑応答やりとりとは、本
事業の方法書において、事業者ががたつきのレベルを国や地方公共団体の基準等として扱
うとしたことについて、道から適当でないのではないかとという指摘をした経緯を指したも
のです。そして、その経緯を踏まえて、今回はそういうやり方をしなかったけれども、ほ
かの事業でやっているの、本事業でも参考として別紙資料として出しましたという位置
づけになると思います。

ですから、満足するしないということではなく、事業者の考え方一つで、こういったも
のを使ってもいいし使わなくてもいいということになります。

○河野委員 確認いたしました。

あとは、この審議会ですらそれをどう考えるかということですね。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

では、私からです。

細かいことですが、3ページの質問番号2-23です。

濁水が集水域内に流入する可能性があるので、対応として種子吹きつけとあるのですが、何の種子を想定されているかがちょっと気になるので、明確にさせていただきたいと思います。

○事務局（小峰主査） 今いただいたお話は2次質問の中で取り上げたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 追加の質問は7月31日までですので、ご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（2）に移ります。

議事（2）ですが、本日2回目の審議となります新苦前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書についてです。

事務局から1次質問とその事業者回答の説明をお願いします。

○事務局（車田主査） 使用します資料は準備書の図書、それから、資料2-1となります。資料2-2につきましては、必要に応じて、後ほどご確認いただきたいと思います。

本事業準備書の概要につきましては、前回の審議会でご説明したところですが、前回ご欠席の委員がおられますことから、再度、図書により事業の概要をご説明させていただきます。

図書は2分冊となっておりますが、薄いほうの2分冊の1の6ページをごらんください。

本事業計画は、平成12年度に運転を開始しました風力発電所であります苦前ウィンビラ発電所の更新事業となります。

対象事業実施区域内の白丸が、既設風車のうち、更新せずに撤去だけするもの、黒丸が既設風車の撤去後、同じ位置に新しい風車を建てるものです。

風車の数は、現在の19基から8基に変更となります。

なお、対象事業実施区域の左側の海側にも白や黒の四角がありますが、こちらは、隣接する他事業者の風力発電所で、昨年度、本審議会では、この発電所の更新事業であります新苦前風力発電所の準備書について、現地調査を行いながらご審議いただいたところでございます。

7ページは空中写真ですが、風車が主に設置される尾根部は牧草地が中心となっております。

次に、29ページをごらんください。

上のほうに風車の図がありまして、左側の小さい二つが既設風車、右の大きなものが更新後のものとなります。更新によりブレード上端の高さは約1.5倍の150メートル、ローター径は約2倍の130メートルとなる予定です。

発電機の単機出力につきましては、既設風車の1,500キロワットまたは1,650キロワットに対し、更新後は3倍弱の4,300キロワットと予定されておりますが、総出力は更新前後で変わらず、3万600キロワットとなっております。

事業計画の概要のご説明は以上となります。

続きまして、主に資料2-1により、1次質問及び事業者回答について、かいつまんでご説明させていただきます。

まず、事業の内容に関する質問です。

1ページをごらんください。

質問番号1-1です。

発電所の総出力に関するもので、更新前後で総出力を変更しない理由及び将来的な変更の可能性について質問をしました。これに対して、接続系統の空き領域、事業特性、リブレースに伴う環境負荷の軽減等を踏まえて総合的に検討を行った結果、出力を維持する計画としたものであり、現時点では総出力増加の予定はないとのことでした。

また、その下の質問番号1-2です。

更新に伴う発電の停止期間と更新対象外の発電機については、工事中も稼働するのかなどを質問しました。これに対して、函書では既設風車の撤去工事が始まる時期とされています2021年春の既設発電機運転終了から2023年春の新設風車の運転開始まで、約2年間の停止を見込んでおり、停止期間中は既設発電機の全てが停止するとのことでした。

5ページをごらんください。

質問番号6-1です。

ここからは、環境影響評価の結果に関する質問で、まずは大気環境に関する質問です。

隣接事業の更新事業工事と本事業の工事の工程が重複することから、工事の実施に伴う大気環境への影響についても累積的影響の予測、評価を行うべきではないかとの質問をしました。これに対して、両事業で、予測対象とするピーク時期が異なること、隣接事業の準備書からは詳細な計画を読み取ることができないことなど、十分な条件が入手できなかったため、累積的影響の予測、評価は実施していないとのことでした。

9ページをごらんください。

質問番号6-24です。

騒音に関する質問で、昨年5月に環境省が騒音に関する指針及び騒音測定マニュアルを公表していることを踏まえ、質問①では、同指針を用いた評価を行っていない理由を、質問③では、騒音測定マニュアルに沿った方法での再測定の予定についてを質問しました。

これに対して、①については、騒音測定マニュアルにのっとった調査方法ではなかったことから、指針に基づく評価は実施しなかった、③については、調査は、騒音測定マニュアルの公表前に実施したものであること、環境省の通知において、指針公表時点で方法書手続が完了している事業については騒音測定マニュアルに基づく調査等の再実施を求めるものではないとされていることから再測定は実施しない方針であるとのことでした。

次に、11ページをごらんください。

質問番号7-6です。

水環境についてですが、先ほどの上ノ国第二風力発電事業の説明にもありましたとおり、

同様に、ヤードの沈砂池容量を27立米、土捨て場の沈砂池容量を40立米とした根拠を質問しました。これに対して、北海道林地開発許可審査基準に基づき算出した貯砂量が各ヤードで27立米以下、土捨て場で40立米以下であったことを根拠としているとのことです。

また、後段の「なお」以降のところですが、この文章からはわかりにくく、こちらの推測となりますが、施工中は図書の表に記載の沈砂池のほかに、それと同程度、または、より大きい仮設の沈砂池を設置するが、予測に当たってはそれがないものとして計算することで安全側の予測になっているとの意味と捉えております。

次に、質問番号8-2です。

その他として風車の影に関する質問です。

ここで、図書の2分冊の1の370ページをあわせてごらんください。

370ページの図は、既設仕様の風車の影が年間30時間を超えるエリアを示したものです。事業実施区域の上のほうの海側に小さく神社マークがあり、そのすぐ下の赤丸が住居をあらわしていますが、その赤丸がさらに赤い円で囲まれています。これが指針値を超えている住居をあらわすものです。既設事業では、指針値を超える住宅はこの1軒のみとなっております。

次に、371ページは更新後の同じ図ですが、赤い円で囲まれた家が7軒に増加しています。これらの7軒は、いずれも更新後の風車のうち、西側、左側に二つ並んだ黒丸で示された風車の影響によるものが大きいところです。

ここで、資料2-1の質問番号8-2に戻っていただきたいと思います。

先ほど図書で確認した状況を踏まえ、更新により風車の影による影響が増大する原因は西側の2基であることから、当該2基の配置変更により影響のさらなる低減の余地があるのではないかと質問をいたしました。これに対して、出力確保の観点から、風力発電機は8基確保する必要があり、そのうち6基を居住宅への影響を比較的low減できる東側での建てかえとし、影響の原因となっている残り2基は、これら8基との必要な離隔距離の確保の点から計画したとの見解が示されております。

12ページをごらんください。

質問番号9-1です。

動物に関する質問ですが、既設風力発電事業におけるバードストライクやバットストライクの発生状況を確認しました。これに対して、ことし3月にオジロワシの事故があったとのことです。

なお、別途確認したところ、事故があったのは更新対象の更新後風車を新しく建てる場所とのことです。

14ページをごらんください。

質問番号9-25です。

目視及びレーダーによる飛翔経路の調査や衝突個体数の推定結果を配置計画や環境保全

措置にどのように反映したのかを質問しました。これに対して、春の渡りの北東方向への移動及び秋の渡りの南方向への移動は、対象事業実施区域の中央部で見られており、更新後は、中央部に風力発電機が存在しなくなることから、渡りに対する影響は低減できていると判断したとのことです。

15ページをごらんください。

質問番号10-5です。

植物に関する質問ですが、環境保全措置の一つとして、裸地部は、一部区域を除き、緑化を行い、現状の植生の早期回復に努めるとしている点について、植生群落ごとにスケジュールを含む具体的な方法を聞きました。これに対して、緑化工事の着手は2023年春を予定しており、牧草地は現状同様に牧草地とし、草本植生のオオイタドリ群落、クマイザサ群落、ヨシ群落については、周辺からの個体の拡大により早期に植生が回復されると考えるが、必要に応じて播種等の緑化も検討する、森林植生については植樹による原状回復を予定しているとのことです。

18ページをごらんください。

質問番号11-11です。

上位性注目種としたオジロワシについて、準備書では、年間衝突個体数推定の元データとなる飛翔ポテンシャルをモデルにより推定していますが、その説明変数の設定に関して質問しました。

これについてですが、説明変数として、既設風車からの距離及び風車の有無を用いており、建てかえ後の飛翔ポテンシャルの推定に当たっては、かわりに新設風車からの距離及び新設風車の有無として用いており、これを言いかえますと、建てかえにより風車位置が移動すると、それに応じて飛翔頻度の分布も移動すると仮定しております。しかし、本モデルにおける既設風車からの距離や既存風車の有無と飛翔頻度との関係性は、餌場の位置関係等から得られた数値であり、風車位置の移動に伴い飛翔頻度の分布も同様に移動すると仮定するのは妥当ではないと指摘しました。

これに対して、モデル構築に当たっては、説明変数の多重共線性を考慮しており、既設風車からの距離と餌場からの距離の指標である古丹別川からの距離の相関が小さいことを確認している、また、変数減少ステップワイズ法により最も説明力の高いとされたフルモデルを採用しており、これは必要最小限の説明変数で説明力の高いモデルを構築することを意図した手法であるため、既設風車発電機からの距離や既設風力発電機の有無も飛翔に対して影響を与えているとする判断は妥当である、このため、風力発電機の建てかえにより説明変数が大きく変化することとなることから、建てかえ後の予測に当たり、建てかえ後の風力発電機のレイアウトを説明変数に反映させることが適切であると考えているとのことです。

次に、質問番号11-16です。

同じく、オジロワシに関するもので、隣接事業も含め、既設発電所周辺ではこれまでに

もバードストライクが発生していることから、図書に記載された建てかえ前の年間衝突個体数の推定結果について、既設風車における実際のバードストライク発生の有無や頻度からその精度を評価し、結果の提示を求めました。これに対して、推定手法は試行段階であり、十分な精度検証ができるほどの衝突事例の蓄積には至っていない、他の要因も影響している可能性が指摘されている中で、年間衝突個体数の推定は飛跡長からのみ行っているため、発生状況は必ずしも一致しないものと考えるところです。

最後となりますが、20ページをごらんください。

質問番号12-2です。

景観に関する質問ですが、景観への影響について、準備書において、既に風力発電機が存在する状況が景観資源であり、風力発電機の建てかえに伴う影響はないとしている点について、風車の大型化に伴い見え方が変わることが予測されることを指摘しました。これに対して、建てかえにより見え方は変わるが、既存の風力発電機そのものが地域の良好な景観資源として扱われており、更新後もその扱いは変わらないことから、影響は小さいものと予測しているところとです。

ここで、回答にありました地域の良好な景観資源につきまして、前回の審議会において審議いただきました寿都町風力発電所の配慮書の中でも委員からご質問をいただきました経緯を踏まえ、事務局から補足説明させていただきます。

○事務局（武田主幹） 地域の良好な景観資源について、前回の審議会において、各振興局において地域からの情報をホームページに掲載しているもので、法的根拠はなく、法的に制限を受けるものではないというお話をしたところですが、より正確に担当部局に確認した結果を報告いたします。

景観法では、地域の良好な景観を保全するため、一定以上の建物をつくる場合は事前の届け出を義務づけており、その内容によっては勧告あるいは設計変更を求めるなどの制度となっております。

地域の良好な景観資源とは、景観法に基づく届け出に当たって、審査の参考にするために自治体の観光パンフレットやホームページなどに紹介されている地域の観光資源の事例を列挙したものであって、北海道が地域における景観資源として認証するというような制度ではありません。

また、ある建築物の地域の景観における評価は、あくまでもほかの景観要素との関係の中で判断されるべきものです。したがって、風力発電施設が地域の良好な景観資源であるとされている場合でも、そのことのみをもって当該施設の新設、あるいは、置きかえによる大型化が地域の景観要素に与える影響が小さいと評価する理由にはならないということです。

○事務局（車田主査） 本事業の1次質問及び事業者回答に関するご説明は以上です。

なお、本案件につきましても、先ほどの上ノ国第二の案件と同様、委員の皆様の2次質問を7月31日までにいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 質問への回答にもありますが、2分冊の1の304ページを見ますと、今あるものを更新するということですよ。例えば、表8の1の52-(1)という表がありますが、現況値で既に環境基準を上回っている状況なので、建て直すのであれば、本来は頑張って環境基準以下に抑えるべきだと思うのです。それにもかかわらず、建て直した場合に、ほとんど同じではありますけれども一部上回っているものもあるわけです。

これは、本来の考え方としておかしいのではないかという気がします。建て直すに当たってはいろいろと努力し、少しでも環境基準に近づける、下げていくという努力が必要だと思います。

それから、1デシベルはわずかであると書いてありますけれども、既に環境基準を上回っているにもかかわらず、それをさらに上積みするようなことを認める考え方はおかしいのではないかと思っております。

今回は音の問題ですが、環境基準がある分野においては全く同じことが起こり得るので、どう考えるのかについて皆様のご意見をいただければと考えております。

○事務局（車田主査） ただいまご指摘いただいた件に関しては、資料2-1の9ページの質問番号6-23で1次質問をさせていただいております。

現況非悪化という考え方が妥当なのではないかという指摘に対して、事業者からは、委員のご指摘があったとおり、増加は1デシベル程度であり、影響の低減が図られているという見解が示されておまして、こちらについてはもう少し確認しなければならないと思います。

確かに、更新事業での評価はなかなか難しいところがありまして、現在稼働している状況から比較するのか、それとも、風車がなかったときをバックグラウンドとして評価すべきなのかという考え方をきちんと整理しなければならないと考えているところです。

○事務局（竹澤課長） 今回の事業につきましては、新しいマニュアルや指針値が出る前に方法書手続が終わっていたということで、新しいマニュアルに沿うのではなく、従来どおり環境基準との対比となります。

今回、春と秋に2回調査をやっているのですが、実は、春は風が弱く、環境基準を超えていませんでした。しかし、秋は比較的風が強く、環境基準を超えています。

この環境基準を超過しているのが既存の風車による影響なのか、それとも、木の葉のすれなど、ほかの要因によるものがどれだけ入っているのかを事業者を確認しているのですが、それを分けることができないので、わからないという回答だったのです。

そもそも環境基準に照らした評価を行うときに風が強いときに行っているのかどうかという根本的な問題がありまして、その辺も事業者を確認したところ、検討するという話になっていますが、そうしたことも含め、もう少し深く事業者に考え方を確認していきたいと考えております。

○佐藤委員 先ほどと同じ表についてですが、既設の発電機のレベルから新設のというのは、合成値はともかくとして、レベルが上がったことは間違いないということでしょうか。

304ページの見方について、黒枠で囲っているところに現況値とあって、その中でA+Bになっていて、Aは風力発電機による騒音レベルということですよ。真ん中の環境基準比較の次の新設のレベルと比較しますと新設のレベルがぐっと上がっているということは間違いないのですね。

ほかの騒音の問題があるということであればなかなか難しいですが、少しでも下げようとする努力が見られるのかどうか気になりました。もう少し何か意見をいただけるのであれば、先ほど検討していただいているということですから、その結果を見てからでもいいと思います。

○事務局（竹澤課長） 風車の配置が結構大きな要因になります。住居に近いところに二つ残っている風車はかなり影響を与えているのではないかと思いますので、さらなる回避、低減に向けた努力を事業者を確認していきたいと考えております。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○東條委員 既存の風車の撤去に関してもアセスの範疇なのですよ。

28ページに撤去に伴う発生量が書いてあるのですけれども、すごくラフな数字といたしますか、どういう原単位で計算されているのかが疑問です。19基撤去ということで、実際に量を正確に出したところで環境影響がどうなのかという問題もありますけれども、こういった数字をどのくらい正確に求めるといえるのか、やはり、ある程度納得がいくような数値の積み上げであってほしいと思うのです。

もう一つは、方法のところで、どうとでも書けるといいますか、プラスチックをリサイクルすると簡単に書いていますが、方針がはっきりしているのか、そういったところがすごくアバウトに見えるのです。道としてはどの程度ちゃんとしようという意識があるのでしょうか。

○事務局（車田主査） 事務局としましては、図書に記載の内容以上の情報は持ち合わせておりませんので、今のご指摘を踏まえ、発生量の積み上げ根拠、それから、処理方法の妥当性などを2次質問に盛り込ませていただきたいと思います。

○事務局（竹澤課長） QアンドAの21ページの質問番号14-2でプラスチックを全量リサイクルする旨の記載がありますが、具体的にどのような方法によるものであるかを教示くださいと質問しております。これに対して、廃プラの発生量の大半はFRP材で、予備品としての活用等の有効利用を第一に検討します、ただし、有効利用が困難な可能性もあり、その場合は適正に処分しますと書いてあります。

○東條委員 そこを見ておりませんでした。こういったことがきちんと書かれているとすごく説得力があると思います。単なるリサイクルというのは誰でも書けることなので、このくらいまでの詳細な情報をいただくとすごく理解ができます。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 15ページの質問番号10-1の外来植物についてです。

侵略的外来種というのは、事業者回答にあるような3種だけではなく、もっとあるので、どうしますかと質問しているのですが、事業者回答では、基本的には侵略的外来種を防除することを目的としており、オオハンゴンソウ、フランスギク、キンケイギクの対策をすと書いてあって、質問と事業者回答がうまくかみ合っていないのです。ですから、侵略的外来種をどう捉えているのかについても一度質問していただきたいと思います。

○事務局（車田主査） 委員がご指摘のとおり、質問としては幅広になっているのですが、回答は、結論としては記載の3種のみに対応というふうにも受けとれるところがございまして、ただいまのご指摘を踏まえ、2次質問をさせていただきます。

○中津川委員 二つありまして、一つは、先ほどの上ノ国と事業者も同じですので、雨の設定の考え方について、念のため、質問をお願いします。

もう一つは、QアンドAの5ページの質問番号6-1についてです。

とかく話題になっています累積的影響について、回答の3行目に、ピーク時期が異なることで影響はそんなに出ないとあり、これはわかります。しかし、その下の5行目に、十分な条件の入手ができなかったため、予測及び評価は実施しておりませんとあって、何回かこういう話は聞いていると思いますが、いつも気になるのです。

これは、情報が入手できなければ評価しなくてもいいということなのではないでしょうか。そういうふうになっているのであれば、事業者の問題というより、アセスそのもののやり方となってくると思います。このままでは累積的影響は情報入手できなければやらなくてもいいと捉えられてしまうのですが、どういうふうになっているのか、教えてほしいと思います。

単にピーク時期がずれているから大丈夫とってしまえば、それはそれで納得できるのですが、情報入手できないので、評価できないとなってしまうと、免責になってしまいますので、それでいいのでしょうかということです。

○事務局（車田主査） この事業にかかわらず、累積的影響の中で事業者からこういう見解を示されることはよくあるのですが、我々としては、それでよしとするものではありません。しかし、隣接事業の事業者に対して情報を開示せよと命じる権限はございませんので、我々としては、事業者同士で情報交換をし、よりよい事業計画をつくってくださいと求めることしかできません。

ただ、本事業につきましては、例えば、騒音については、他事業者の情報を使って累積的影響を出しているのに、工事に関してだけは情報が得られないというのはどういうことなのかは確認しなければならないと考えております。

○中津川委員 ですから、もう少し踏み込んで情報共有を促すような働きかけというか、行政的な指導はできないのかということです。情報さえあればできるのではないかという気がします。

○事務局（竹澤課長） 情報入手をするように努めなさいというところまでは言えると思いますが、何かの権限を持って情報収集をきなさいというのは、法的に難しく、そこまでは言えないのです。

経産省でも、経産大臣の勧告で累積的影響を評価するのに他事業者と情報共有を図りなさいということは述べていまして、経産大臣の勧告であればかなり厳しい内容だと思いますが、我々としては努めなさいというところまでとなります。

また、準備書自体の公表されているデータをうまく活用して累積的影響を評価するなど、可能なところまではできると思っております。

○中津川委員 準備書の6ページを見ますと、既存の風力発電事業と一体といってもいいぐらいの配置になっていて、累積的影響をやらなければ何をやっているかがわからないように見えるのですが、経産大臣からの勧告があるのであれば、やってもらえばいいと思います。

所管官庁が違うということですか。環境大臣から言ってもらわなければいけないという意味ですか。経産大臣からの勧告を受けて、もっと情報を出せという言い方はできないのですか。

○事務局（竹澤課長） 知事は知事の立場として意見を言わなければいけないと思いますので、経産大臣の勧告を受けてという表現はなかなか難しいです。

○中津川委員 ちょっとわかりませんね。地方自治体というのは、地方の全ての受け皿ですよね。ですから、それは経産大臣であろうが環境大臣であろうが、受け皿として言うことはできないのですか。

これはアセスだから経産大臣の勧告とは違うメカニズムで動いていて、環境省マターの話なので、なかなか言いづらいというのは行政上の問題だと思いますが、知事が言うというのは、地方の全ての受け皿ですから、そういう意向を受けて言うことは可能ではないかと思いますが、どうしても言えないのかが逆に疑問です。

経産大臣から情報を出せという勧告があるのであれば、それを受けて意見をちゃんと出せとだめ押しで言うことは可能なのではないかという気がするのですが、どうしてもできないのかということです。

○事務局（竹澤課長） 先ほど経産大臣の勧告で情報共有を図りなさいと言ったのは、この案件ではなく、ほかの案件でそういう例があるということでお話させていただいたところでして、この案件については方法書の段階でそういう勧告は出ていなかったと思います。

○中津川委員 それは案件によって変わるのですか。

○事務局（竹澤課長） 案件ごとに審査されますので、案件ごとに経産大臣が意見や勧告を出すことになります。

○中津川委員 よくわかりませんが、そういう枠組みになっているということですね。

○池田会長 そのような前例があったということで、同じような構造のものについて、こちらからそうした意見を出すこともできないのでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 他事業者と情報共有を図って累積的影響を評価しなさいという趣旨の意見をつけることはできると思います。

○中津川委員 それを言ってほしいということなのです。

強制力を持たせるのは難しいけれども、情報を極力出してもらって、中身のあるアセスをやってほしいということだけです。

○事務局（竹澤課長） 了解いたしました。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 鳥の関係です。

先ほどの上ノ国の案件と同じで、図書の2分冊の2の437ページに調査期間についていろいろと載っていますが、やはり、1月から12月までの1年分しかデータがなく、越冬期は前の年の1月から3月です。いずれにしても、繁殖期は1回分のデータで調査の結果を見ているということなのです。

今回は、クマタカではなく、オジロのペアが一つということで見ているのかと思います。2期以上の繁殖期の結果を見ていくべきではないかと思います。この図書はそういう解釈でいいですね。

オジロワシの飛翔結果として、2分冊の2の907ページ、908ページに軌跡の図が載っていて、908ページが、越冬個体ですから、10月から3月の結果だと思います。

○事務局（車田主査） おっしゃるとおり、上位性注目種のオジロワシについても平成29年の1年間の調査となっております。

○玉田委員 繁殖している年をちゃんと見ているということだと思いますが、1年分しか結果がないわけです。

また、過去に衝突したのが3月何日で、本来は繁殖期に入っているかもしれないけれども、4月からを繁殖期としているようなので、非繁殖期、越冬期なのかもしれないのですが、図書で見ると896ページの3月の軌跡が事業区の上を飛んでいて、こういう時期にぶつかったのだろうというふうに推察できます。年が違うので多少違うのでしょうけれども、こういう行動をしているのだろうと思います。

それから、907ページと908ページの結果を見ると、繁殖ペアは古丹別川沿いに採餌場所を持っていて、繁殖期にはここを中心に平野部を動いています。そして、非繁殖期になると古丹別川の上流は余り飛ばなくなって、海側を飛んで、しかも、もう少し南側、つまり、事業区のすぐ西側の海岸あたりまで採餌場所を広げて、その辺をうろうろしており、事業区に重なってくる可能性があるということですね。

繁殖期は川だけしか移動していないのであれば、抽出した結果から、川を中心に動いている、だから、利用頻度としては川中心に考えればいいというのはある程度妥当でしょうけれども、非繁殖期に川以外も利用しているということは、高い利用頻度ではないかもしれないけれども、繁殖期についても餌を探してうろうろする可能性が多少はあるので、そういうときにぶつかる可能性はあるのかなと思います。

そこで、質問ではないのですが、繁殖期の調査回数をふやして見てほしいと思います。また、実際に既存のものにぶつかっているわけですから、絶対にぶつかってはダメよとは言いませんが、衝突確率をもっと厳密に考えてほしいという意見があります。

こう質問してくださいということではありませんが、繁殖期の結果が1年分しかないので、もう少し調査をふやしてくれということを上ノ国の案件と同じように誘導してください。

○事務局（車田主査） 上ノ国の案件と合わせるような2次質問をさせていただきます。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○山下委員 事業者回答の11ページで、先ほどご報告があった質問番号8-2です。

風車の影の影響について、ご報告を聞いて一番気になったところです。

まず、指針値というのは法的な基準ではないので、これを超えているか超えていないかについて法的にどうこうと言えるものではないことはわかっているつもりです。しかし、事業者回答で一番気になったのは、施設の稼働後、地元住民から問い合わせがあった場合は、ヒアリングをして、状況に応じて対策を検討するというところです。

これは、あくまで稼働後のことですよね。ここで言っている対策というのがどういうものなのか、例えば、ブレードを小さいものに変えるということをやるともりなのか、そのあたりを聞いていただきたいと思います。

それから、その関係で準備書の390ページを読んでいたのですけれども、日本語としてひどいのではないかと思いますので、発言しておきます。

390ページのa)で、これはb)もそうですが、2段落目に指針値を超える居住宅はいずれも上平エリアであり、北側エリアと天谷の沢エリアについては指針値を上回る居住宅が生じることはなく、新設風力発電所の影の影響は小さいと予測すると書いてあります。

これを単純に読むと、上平エリアは指針値を超えていても仕方がないということになりますから、ここに住んでいる方がこれを読めば怒るのではないかと思います。

b)は、既設の風車との累積的影響なので、先ほどの質問とはちょっと違うと思いますが、ここでも上平エリアと天谷の沢エリアは超えると書いてあって、結論としては、影響は小さいと予測するという事なのです。今度は、3カ所のうち、2カ所は超えているのに影響は小さいという評価をしているのです。これは、日本語としてあり得ない話ですよ。

そして、最後の文章では、以上のことから、事業の実施に伴う風車の影の影響は、事業者の実行可能な範囲で回避、低減が図られているものと評価するとあるのですが、これを読んでいてそんな評価をできるのですか。書いている人がどういう意味で書いているのかが私には理解できません。

質問ではありませんが、一言、言っておきます。こういう準備書を書かれると非常に困ります。

○事務局（車田主査） 2点のご指摘をいただきました。

まず、1点目は、資料2-1の質問番号8-2に関連しまして、稼働後に問い合わせが

あった場合には状況に応じて対策を検討するという点について、具体的にどのような対策を検討されるのかですが、これは2次質問をさせていただきます。

ただ、他の事業者も同じような記載をしまして、時々、QアンドAの中で必要に応じて質問をしますと、ブラインドの設置がよく出てきます。しかし、それが対策として適当なのかどうかという問題はあるかと思えます。

それから、2点目の準備書の記載のロジックについては、確かにご指摘いただいたとおりだと思いますので、事業者の考え方をもう一度伺いたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○河野委員 先ほど玉田委員から質問があったバードストライクのことについてです。

昨年度あたりから少し気になっていたのですが、衝突確率モデルがあるときとないときがあり、また、今までとは違う方法があったりしますが、事務局はどう考えていらっしゃるでしょうか。

必要がない、基本的には特に入力する必要はないと考えているのでしょうか。

○事務局（車田主査） モデルを使うのか使わなくてもいいのかということですか。

○河野委員 そうです。

○事務局（車田主査） 必ずモデルを使いなさいとか、使わなくてもよいという定めは特段ございませんので、事業者の判断で使ったり使わなかったりします。

○河野委員 危惧しているのは、どんなモデルを使っても確率はほぼゼロになることです。これが縦覧されるわけですし、皆さんがごらんになります。

例えば、この方法を見ても非常に客観的に書かれているわけですが、実際、ほぼゼロということと心配ないということとは少し違う気がします。ここでは、衝突モデルのことでなく、定性的なことが議論されているはずですから、その辺をもう少し整理する必要があると思いますが、いかがですか。

つまり、モデルを出すことによってほぼゼロという値が出てしまうということについてですが、そこは無視するのですか。今まで余り議論してこなかったと思いますが、玉田委員から意見をいただければありがたいのですが、いかがですか。

○事務局（車田主査） 確認ですが、委員がご指摘の件は年間衝突回数の推定についてでしょうか。こちらで使っている飛翔ポテンシャルのモデルの話ではなく、年間衝突回数の話ですか。

○河野委員 全てを含めて定量化されていることについてです。

年間で何回当たる、もしくは、どういう確率で当たるということについて、方法がいろいろになっていますが、種々の方法で出されている、もしくは、出されていない場合もありますよね。

最初は、私が調べて、議論したこともあったのですが、最近は余り議論されていないのです。ただ、縦覧されますと、皆さんが見て、ああ、ほぼゼロなのかということになりますが、そこら辺はどう考えればいいのか。

審議会としてゼロでもまずいことがあるということ発信する必要はないのですか。

○事務局（竹澤課長） 環境影響評価について、できるだけ定量化して科学的に予測しましょうということが一つの考え方としてありまして、できる限りモデルを使って定量的に出すことにトライしてみるということは、定性的に大丈夫だろうというよりは説得力が出てくる部分はあるかと思えます。

実際の現地調査で飛翔を確認しながら、こういうモデルを使って、環境省もモデルを構築していますが、それを使って事業者がおおむねの予測をしてみるということです。これでほぼゼロのものもあるのですが、中にはゼロではないものもあります。20年で何羽かぶつかるだろうと予測されることもあり、そういった場合は影響が大きくなるおそれがあるのではないかという一つの見通しが出てくるのではないかと思えますので、定量化すること自体は悪いことではないと思っております。

ただ、それが本当に確実なのか、不確実性があるのではないかということも考慮して事業者が事後調査をし、実際にはどうなっているのかを確認していく手法がとられているということです。

○玉田委員 河野委員の質問を掘り下げると、図書の933ページの図を見ると、建て替え前のオジロワシの飛翔ポテンシャルに基づく年間衝突個体数推定結果があって、次のページは建て替え後の話ですから、建て替え前の話でいうと、丸印が既存の風車があるところで、既存の風車の西側にある二つが0.05から0.1という数字に重なっていますね。これに20年を掛けると1を超えて、2018年3月14日にぶつかったという数字に一致するのかなと思えます。過去、この風車群のところでもっと当たっているのかもしれないので、わからないのですが、そういう意味では、0.05から0.1という数字は案外外れた数字ではなく、いい数字をはじき出しているのかなと見ています。

それ以外に、もっと低い0.000何とか、0.02の数字のところにはいっぱい重なっていて、これを足し合わせると確率的にはもうちょっと当たってしまうように見えます。実際には本当に20年間で1羽しか当たっていないのですか。それは調べていないですよ。

衝突のポテンシャルで考えるともうちょっと高い数字になるけれども、20年間で1羽しか当たっていないという数字だと、このポテンシャルは多少過大評価しているのかもしれないという評価ができると思えます。

○河野委員 ということは、今後も、なるべく新しい、適正な方法で定量化してほしいということですね。

私が昔に調べたことがあって、これは次回までの私の宿題とさせていただきたいのですが、ぎりぎりゼロの確率というのは、通常のさいころの6分の1の確率とは違うという表現をどこかで見て、それが気になっているのです。

今詳しくは話せないのですが、調べさせていただければと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○奈良委員 景観のところ、20ページの質問番号12-3についてです。

質問番号12-2と12-3の両方で言っていることですが、人間の目に対しての景観をできるだけ軽減するために自然になじむ色がいいだろう、でも、バードストライクを防ぐためには目立った色がいいだろうということで、矛盾するというか、相反することをあえてこちらから質問していることもあるのですが、この審議会としては、鳥を守る側から目立つほうとするのか、人間のほうとするのか、どちらの方向を向いているのでしょうか。

もう一つは、フォトモンタージュについてです。

これは前にも申し上げたと思いますが、特に996ページのフォトモンタージュは、現地調査に行って、夫婦愛の鐘のところこの景色を見てきたので思うのですが、全然迫力が違うのです。たしか、ここでフォトモンタージュの写真と実際の景色を見たときに全然迫力が違うねとなったと思います。要するに、現物のほうがずっと大きく感じて、写真は、広角のせいでしょうか、印象が違います。

その続きで、1008ページについてですが、これもふわふわとなっていて、このぐらいいなら気にならないなと思える写真に見えるけれども、実際にはもっとはっきり見えるはずだし、目立たないようにしようと思ってふわっとぼかしているのか、ただし、ぼかしの技術は使っていませんとも言っていますよね。上ノ国の案件でも同じような写真があって、抑えているのかなと感じるのですけれども、フォトモンタージュはできるだけそこに立った人の目に近いように工夫する手だてはないのかなと思います。

○事務局（車田主査） 二つのご指摘をいただきました。

まず、影響に関しまして、鳥類の側なのか景観の側なのかというのは、この審議会としてどちらかに立っていただくかは事務局として考えるものではないので、事業ごとに個別に専門的な幅広い見地からご意見をいただきたいと思っておりますし、北海道環境影響評価審議会としては、鳥類を6、景観を4としますというような方向性は出すものではないと考えてございます。きちんとした回答になっていないかもしれませんが、その都度、事業ごとに判断していただき、ご意見をいただければと考えています。

2点目につきましては、委員がご指摘のとおり、去年、同じ現場に行きまして、他事業者の手前の事業地の準備書と現場を見比べていただきまして、全然印象が違うというご意見をいただいたのは私もよく覚えております。そういったことも踏まえまして、知事意見において、毎回、景観に関しましては実際の見た目に近いフォトモンタージュをつくりなさいという意見を付しているところで、引き続き、今後も指摘していくことで、事業者側に努力していただくことを期待するしかないのかと考えております。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 事務局を助けますね。

鳥の視点と景観の視点は矛盾するものではないと思います。夏と冬では違いますが、夏の場合は、人が下から見上げる風車は白いほうが空に抜けて見えにくくなるので、景観の視点からはいいと思います。鳥の視点では、空から見下ろすことになりませんが、緑の中に

白いものがあると目立つので、夏の間は景観と相反するものではないと思います。邪魔であることには変わらないのですが、色の視点から見ると、下から見上げるのであれば白のほうが目立たないし、上から見下ろすのであれば白のほうが目立つということです。

ただ、冬の場合、オジロワシが衝突した3月の積雪期においては、上から見たら地面が白いのに風車も白いので、目立たなかったというところがあります。ただ、季節によって色を変えろとは言えませんから、そこはしようがないのかなと思います。

○中津川委員 専門ではないのですが、景観の話についてです。

視点場によって見え方はかなり違いますね。最近、バーチャルリアリティなどで動画にするような技術もどんどん出てきていますので、最新のテクノロジーを使ったそういう見せ方を考えてもいいのではないかと思います。

縦覧するのは紙でしかできないという制約もあるかもしれませんが、10年後、20年後は電子データで見せるという話も出てくるのではないかと思います。ですから、審議会の場では、スクリーンで見せるとか、1枚の限られた写真ではなく、そういう見せ方をしてもいいのではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

○事務局（車田主査） そういった見方ができれば非常にわかりやすいし、いいことだと思いますので、2次質問としてみましょうか。

○中津川委員 仕事をふやすようで申しわけないのですが、新しい技術を使って見せるというのはこれから間違いなく進んでいくので、先取りで試行的にやってみるのもいいのかなということを意見として上げていただければと思います。

○事務局（竹澤課長） 経済産業省でアセスを行うときは、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法ということで、例としてフォトモンタージュ法を挙げていて、それに基づいてなされています。しかし、今後、技術の進歩があり、国のマニュアルなりにバーチャルリアリティのようなもので見せるようにということが盛り込まれれば実現するのではないかと思います。ただ、今のところはそこまでは求めにくいところです。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

私から、1点です。

1次質問の内容ではないのですが、動物についてです。

2冊目の443ページで大きく内容が変わりがあるわけではないのですが、重要な哺乳類の確認状況のところ5番目にエゾクロテンが挙がっています。先ほどの上ノ国の案件ではホンドテンの確認で、こちらは自動撮影ですから、確認できていると思うのです。こちらでは、エゾクロテンの確認状況が足跡とふんということですが、これではエゾクロテンの確認はまず無理だと思うのです。

調査手法についてどのように判断しているのか、もしかするとほかのデータもあるのかかもしれませんが、信頼性の問題になるかと思いますので、この点をご確認いただけませんか。

○事務局（車田主査） 2次質問で確認させていただきます。

○池田会長 そのほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 本件も、同じく、2次質問がございましたら7月31日までに事務局へ連絡をお願いいたします。

それでは、これでこの案件について終了いたします。

これをもって本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は二つの事業についてご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の第5回北海道環境影響評価審議会についてですが、8月は日程の都合でお休みいたしまして、9月5日の水曜日14時から、北海道第二水産ビル3階3G会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたらご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上